様式第3号(第8条第1項関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

(表)

		若	1年かん	ん患者を	上学性	温仔作	源質	"等助	风金父	寸甲記	青書兼	計詞 习	書				
						(妊孕	生温を	存治病	養分)								
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						13 1 1 7 7	,,,,,				年		月	日			
伊豆の国市長 宛																	
(申請・請求者)							住	戸	斤一								
							氏	名	, I						印		
							生年	F月 E]	年		月		日			
							電	請	5								
								,	代理人の)場合	小十木	1 1	の歴	(径()	
LT 77	- LtL >=	→ .∀/.>E	去曲皿	- 4 ∧ 4-	ک.ا/میل	- 12 7 1	L >								, -	/ D ~ N	
				成金を	父打 3	される。	こり、	舆份	(音類を	称ス	(火	<i>ひと</i> に	おりり	申請	し、 <i>!</i>	ダい	
青求し	ょす	0															
		申請	請求		引じ												
		ふり	がな										性	別			
														,			
		氏	名										男	• 5	ζ.		
I # 77.	UL NE	4. 左	пп					母⇒±€	亚口								
妊孕(生温	生年		年	月	目		電話	番号								
存治;	唇を			₹													
11 111/	AL C	住	所														
受けた	を者		- 011 -	T. F. (10	1/>												
				番号(12		原則必須。											
				、理由を下記													
				番号を記	は載で	さない											
		場合/	まそのエ	里田			1	1 1=	1日の由 1	·=							
4T 74 h	4.泊 左	小小片曲	, /r/r p14, _r 14	· (47 75 k4	~ \m / _ \	ム房	1 1回目の申請 2 2回目の申請(1回目:静岡県内)										
妊孕性温存治療費等助成(妊孕性温存治療 (A) の思想団教 (A)						2 2回目の中間(1回日:貯岡県内) →市町名「											
分)の申請回数(いずれかの番号に○を付け						9	3 2回目の申請(1回目:静岡県外)										
てください)							5	3 Z 回音の中間 (T 回音: 肝岡県パバ →都道府県名[]]									
公司	D #T. 73:	州泪方	いあるア	ついて	Γ π' 1 π.	1 = lb.Y.		/11				1.31.	ハウ				
今回の妊孕性温存治療について、「不妊に悩まった。の特定治療支援事業」に其づく補助を							はい ・ いいえ 「はい」の場合、本事業の助成を受けることは										
む方への特定治療支援事業」に基づく補助を 受けていますか								できません									
申請・請求内容について相違ありません。また、以下の事項について同意します。																	
								•					_		4 立() 写	昱	
・妊孕性温存治療及び不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成状況について担当部署 (他の都道府県を含む。) へ情報の照会及び提供を行うこと。																	
・妊孕性温存治療を受けた医療機関に内容を照会すること。																	
・職員が住民基本台帳を閲覧すること。																	
年月日																	
		'		. •	, ,	請求者	氏名										
				<u></u>	[]] (署名	又は記	<u>京</u>	[印]								_	
						請求額		. 1 /						F]		
振	-	フリガ	ナ				`								<u>-</u>		
込		コ座名															
		- 生和	权				ΔП	<i>i</i>									
踅		金融					銀農	行 協	本・支							店	
口座		機関名	1				金金	庫	店名								
先指定口座申者名								7									
の名	ļ	コ座種類	列	1	普通	当。	座		口座番号								
義)				<u> </u>													

処理欄

円

助成決

定金額

(添付書類(添付したものに☑))

٠.	341 A 791 C 141 C
	(胚凍結の場合のみ) 両人の戸籍謄本
	(胚凍結、事実婚の場合のみ) 両人の住民票
	(胚凍結、事実婚の場合のみ) 事実婚関係に関する申立書 (妊孕性温存治療分) (様式第1号)
	若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書(妊孕性温存治療実施医療機関)(様
	式第4号)
	若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式
	第5号)及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表(様式例第5号の2)
	若年がん患者妊孕性温存治療費等助成に係る領収金額内訳証明書(妊孕性温存治療実施医療機関の連

◎注意事項

携期間)(様式第6号)

- ※助成金交付の可否は、文書で通知します。
- ※書類に不備がある場合、助成金を交付できないことがありますのでご注意ください。
- ※助成の対象は、妊孕性温存治療及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用です。ただし、 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍 結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- ※助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを 行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容がわかる領収書及び治 療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第6号の発行を依頼 してください。
- ※医療機関によっては、様式第4号、様式第5号及び様式第5号の2、様式第6号の発行に費用が 掛かる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- ※本助成は、妊孕性温存治療に要する費用を申請に基づき伊豆の国市が助成するものであり、が ん治療及び妊孕性温存治療、妊孕性温存治療後の妊娠等、その医療の内容について伊豆の国市が 保証し、又は責任を負うものではありません。
- ※妊孕性温存治療を受けた者が未成年の場合は、申請・請求者は親権者又は未成年後見人(以下「代理人」)になります。代理人の身分証明書の提示が必要となります。

◎個人情報の取扱いについて

得られた個人情報は、助成金の交付事務以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。

なお、個人情報を加工した匿名加工情報として、県や市のがん対策の推進に必要な用途(施策の立案や調査及び分析等)に活用することがあります。